

平成 27 年度沖永賞選考経過及び授賞理由

■まず、選考経過について

(1) 昨年(平成 26 年)の 9 月、

- ・ 80 名ほどの労働関係の学者・研究者の方々、および
 - ・ 当センターの沖永賞選考「作業部会」の先生方にも、
- 沖永賞の候補となる図書と論文を、推薦していただくよう、お願いをしました。

(2) 推薦の対象としましたのは、

「労働関係図書・論文等の表彰の実施要項」に基づき、平成 25 年(2013 年)10 月から平成 27 年(2015 年)9 月までの 2 年間に出版された図書と論文です。

(3) そのうえで、沖永賞選考「作業部会」で事前審査しました。

(4) そのうち、本年 2 月 1 日、沖永賞審査委員会を開催し、慎重かつ厳正な審査を行いました。

(5) その結果、つぎの図書 2 点、論文 1 点を、平成 27 年度の沖永賞の授賞作とすることに決定いたしました。

[授賞図書] については、

1. 玄田有史『危機と雇用——災害の労働経済学』(岩波書店、2015 年 2 月刊)
2. 上林千恵子『外国人労働者受け入れと日本社会——技能実習制度の展開とジレンマ』(東京大学出版会、2015 年 3 月刊)

[授賞論文] としては、

- ・ 石崎由希子「疾病による労務提供不能と労働契約関係の帰趨——休職・復職過程における法的規律の比較法的考察」『法学協会雑誌』第 132 巻第 2 号、4 号、6 号、8 号、10 号(2015 年 2-10 月)です。

■つぎに、授賞理由について

1. まず、玄田さんの『危機と雇用』ですが——、この本は、いまから 5 年前に起きた「東日本大震災」が仕事や雇用政策、企業行動や人びとの価値意識にいかなる影響を与えたかを明らかにしたものです。

・本書の中核をなす、第2章「震災と仕事」では、総務省の「就業構造基本調査」（2012年10月実施）の「特別調査」を再集計し、

①仕事に影響があった者は日本全体で10人に1人に達すること、

②被災地以外の者が87.0%にのぼることなど、多くの興味深い事実を明らかにしています。

また、政策的含意としては、

①「人的資本」形成と「社会的共通資本」充実の大切さを導き出し、さらに、

②「手厚い」補償制度が被災者の就業意欲を低下させるといった見方は妥当しないこと、などについても触れております。

第3章「震災と雇用政策」では、雇用調整助成金が「一定の成果」を挙げたことのほか――、

一般的には、「迅速かつ柔軟な予算措置」に裏づけられた雇用政策。とりわけ、再就職支援のための職業訓練政策充実の重要性が指摘されています。

第4章「震災と企業」では、製造業大企業で雇用回復がめだったことなどを明らかにしたうえで、

①危機には「経営者のリーダーシップ」が、平時には「職場のチームワーク」が大切なこと。

②企業独自の技術力・営業力にくわえて、

③金融機関との長期的な信頼関係が重要であることなどが明らかにされています。

・第5章「雇用と希望」では、被災者の「仕事から家庭、友人、地域社会へ」といった価値意識の変化が丁寧に描き出されています。

以上、審査委員会としては――、

・本書が、重要な研究テーマを、平明な文章で、客観的かつ包括的に明らかにした、他に類書がない作品であることを高く評価し、沖永賞にふさわしい作品であると判断しました。

2. 上林さんの『外国人労働者受け入れと日本社会』についてですが――、

この本は、日本における外国人労働者の受け入れという重要な研究テーマについて、特に「技能実習制度」を中心にして、著者が1989年から20年以上にわたって行ってきた実態調査の結果をひとつにまとめたものです。

本書は全体として、3部構成、序章のほか、全9章から成り立っています。

本書の主な事実発見はつぎのようなものです。

①いまでも、日本の外国人労働市場は、上層が日系人、下層が技能実習生という二重

構造になっていること。

②しかし、日系人は縮減し、不法就労者も減ってきているなかで、相対的に、中国などからの外国人技能実習生の比重が高まっていること。

③その中国からの技能実習生はいわゆる「農村工」が中心であり、都市の失業者や零細自営業主も含まれていること。

④しかし、その実態は「国際的出稼ぎ労働」であり、技能実習制度による「技能移転」という本来の制度趣旨からは多少とも乖離したものになっていること。

⑤そうした性格は、「中国の労務輸出政策」によって促されていること。

⑥それでも、この技能実習制度は、農村工を「一人前の工業労働力に転換させている」という意味で、「広義の技能移転」という役割を担っていること、などが明らかにされています。

さらに、こうした実態を踏まえ、技能実習制度のあり方に検討を加えています。

いまの技能実習制度は――、

- ①職種や勤務先を特定化し、自由な労働移動には制限を加え、
- ②実習期間が終了すれば、帰国すること。
- ③また、家族帯同を認めず、
- ④技能実習生としての再入国は認めない、というものですが、

これらの諸要因のそれぞれについて、実態を踏まえた問題点と政策的検討課題を指摘し、いくつか、その改善策も提示しています。

以上、審査委員会としては――、

(1) 技能実習制度にかんする長年の調査研究を通じて、その制度の歴史的変遷も含め、多くの重要な事実発見に行っていること。

(2) また、今後の技能実習制度のあり方について検討すべき多くの有益な素材を提供しているという点でも優れた著作であり、冲永賞にふさわしい作品であると判断しました。

最後に、石崎さんの論文について説明します。

この論文は、日本でも近年、重要な問題として注目されている、労働者の私傷病による休職と復職という問題を取り上げ、

フランス法およびドイツ法との比較法的研究を行って、私傷病による休職期間満了後の復職にかんして、直接的な立法規制のない日本にとって、いかなる政策的示唆が得られるかを丹念に考察した論文です。

第1章「問題の所在」では、

- ①日本で、この研究テーマにかかわる紛争が多発している現状に触れたのち、
- ②フランス法では、疾病による解雇が禁止されていること。
- ③また、ドイツ法では、そうした事由による解雇を認める一方、疾病による労務提供不能期間について賃金支払いを義務づけていること、などが明らかにされています。

第2章ではフランスを、また第3章ではドイツを取り上げ、疾病による雇用関係終了について、いずれの国でも、「労使の自主規範」に委ねる部分は小さく、「国の法規範」が大きな比重を占めていること。

また、復職プロセスについて、フランスでは労働医による復職時検診が義務づけられ、ドイツでは、その形態と方法は異なるものの、復職プロセスの公正さの確保が図られていること、などが明らかにされています。

そして第4章の「総括」では、

- ①私傷病を、労働者の責任に帰することのできない労務提供不能として捉えるフランスとドイツ。

他方、そう捉えてこなかった日本。

- ②復職を、プロセスとして捉えるフランスとドイツ。他方、労働契約終了時における健康状態という「点」として捉える日本。

こうした違いを鮮やかに浮き彫りにしたうえで、日本においても、特に「プロセス」に着目した手続的規範について検討する余地が大きいのではないかと結論づけています。

以上、審査委員会としては、

- (1) 本論文がうつ病などによる休職や復職をめぐる紛争が増加しているにもかかわらず、
- (2) その法的検討が不十分なままに置かれてきた重要な課題を取り上げ――、
- (3) このテーマにかんして、初めて本格的に、フランス法およびドイツ法を比較法的に研究し、判例についても丹念な分析を加えたうえで、日本の法政策にとって有益な示唆を導き出しており、冲永賞にふさわしい作品であると判断しました。

選考経過と授賞理由は、以上の通りです。

冲永賞審査委員会委員長 稲上 毅